

# カタルーニャ語のカスティーリャ語化

—言語正常化法施行後 15 年の現状—

La castellanització de la llengua catalana: La actualitat de 15 anys després de l'establiment de la llei de la normalització lingüística

福田 牧子

Makiko FUKUDA

## 0. はじめに

スペイン・カタルーニャ自治州において言語正常化法（以下正常化法）が公布されて 15 年目の昨年、新たな言語法が制定された。1983 年の正常化法はカタルーニャ語使用の正常化および同自治州内における言語的不平等を克服することを目的とし、1998 年の言語政策法はカスティーリャ語と並んでカタルーニャ語使用をより強化することを目指し、さらに強力な規制を設けている。

制度上は十分とは言えないまでも、カタルーニャ語による教育の普及、カタルーニャ語のテレビやラジオ、新聞の発展などマス・メディアにおいてもある程度の成果をあげるなど、正常化が当初掲げた目的はほぼ達成されたと言える。しかし、一方ではカスティーリャ語化されたカタルーニャ語 *castellanadas* が残存し、一部は定着しているという報告もある。こうした制度上の理念と実態の乖離という現状を調査するため、1999 年 1 月にバルセロナにて参与観察を行ってきた。本発表ではいくつもの興味深い結果を正常化の現状の一部として報告し、両者の影響関係を政策面から考える。なお、現状はバルセロナに限定して論じることとする。

## 1. 言語正常化 Normalització Lingüística

### 1. 1 背景

現在、スペインではカスティーリャ語が国家公用語 *llengua oficial de l'estat* として定められているが、いわゆる「歴史的自治州<sup>1</sup>」では各自自治州固有の言語 *llengua pròpia* も自治州内においては同様に公用語として認められている。このような制度が認められるようになったのは、フランコ独裁政権（1939～1975）が崩壊した後である。カスティーリャ語以外の言語が公用語として認められたことは、スペインの民主化を特徴づける出来事の一つと言えるだろう。

フランコ政権は「純スペイン」の統一を掲げ、スペインの唯一の言語はカスティーリャ語であるとして、その他の言語の公的使用を一切禁じる強力な言語政策を展開した。カタルーニャ語やバスク語、ガリシア語は新聞、テレビなどのマスメディアのみならず教育の場からも一掃され、あらゆる公的な場の言語はカスティーリャ語のみとなった。カスティーリャ語による教育や、街路名・戸籍上の名のカスティーリャ語への変更が強制されるなど、フランコの言語政策は非常に徹底したものであった。

「言語正常化」とはこうした政策の結果、「本来の」姿を失ったとされる各言語の立て直しをはかり、社会における通常の使用を目指す試みであり、カタルーニャ、バスク、バレンシア、ガリシアの各自自治州において法制度化された。正常化法は各自自治州レベルで施行されている。「言語正常化」という概念の定義はしばしば議論の対象となるが、主にどのような定義がなされているのか、次で見てみることにする。

## 1. 2 「正常化」の定義

言語正常化 *normalització*<sup>2</sup> *lingüística* という概念はバレンシアの言語学者、Lluís V. Aracil が初めて提唱し、カタルーニャ社会言語学の中で具体化されたと言われている。Aracil は正常化を「言語取り替え、また言語の消滅の代替案として考案されたもので、言語文化的な側面と社会政治的側面を持つ」[Aracil, 1974: cit Vallverdú, 1998: 12] という意味で用いていた。正常化は言語の機能に関わる概念であるが、言語の社会的・文化的機能の発展と再構成を目的としている。また、同じくバレンシアの言語学者である Rafael Ll. Ninyoles は正常化の概念を語るにあたって対象をバレンシアに絞っている。彼は正常化をコード化と標準化（規範化）、言語の正常な状態の獲得・回復という二つの側面に分け、言語紛争と言語取り替えを正常化によって説明した。

バルセロナの学者、Francesc Vallverdú は正常化を「言語紛争が起きている共同体において、複雑な要因によって支配された言語が規範化においても、その使用の社会的規範においても復活がはかれるときに生まれるものである」[Vallverdú, 1979] と考え、言語正常化という複雑な用語に定義を与えることの重要性を唱えた。

以上、正常化の元来の意味をまとめてみると、多様なものに対して共通する統一規準を与えること（規範化）と正常でないとされているものを正常にすること、という二つのポイントに分けられる。つまり、言語正常化は本来正しいとされていた規範が外部からの力によっていったん崩され多様化すると、それらを再構成し、社会における言語の使用に焦点をおいて統一していく過程である、とすることができよう。言語正常化は 1982 年のバスク言語使用正常化基本法を皮切りに、以後カタルーニャ、ガリシア、バレンシアなどで法令用語として定着することとなり、各地の言語政策において重要な概念となった。

## 1. 3 言語正常化法

正常化法は社会におけるカタルーニャ語の通常の使用を回復、促進することを目指し、1998 年の言語政策法はそれらをさらに強化することを目的としている。正常化法でカバーする領域は主に行政、教育、マス・メディアであり、法では具体的に以下のように規定されている。

(1) カタルーニャ言語正常化法 *Llei de la Normalització Lingüística a Catalunya* (D.O.G.n°322, del 22 d'abril de 1983)

### ①行政

(第 5 条・1 項)「カタルーニャ固有の言語カタルーニャ語は自治州政府、カタルーニャ領域内の行政機関、地方行政機関その他自治州政府に属する公共団体の言語でもある。」

(第 5 条・2 項)「カタルーニャにおける公用語であるカタルーニャ語とカスティーリャ語は法で定められた通り、行政機関において義務的に使われなくてはならない。」

### ②教育

(第 14 条・1 項)「カタルーニャ固有の言語、カタルーニャ語は教育のあらゆるレベルにおける言語である。」

(第 14 条・4 項)「カタルーニャの全児童はどの言語で教育を始めたかにかかわらず基礎教育課程を修了するまでにカタルーニャ語とカスティーリャ語を普通に正しく使えるようにならなくてはならな

い。」

### ③マス・メディア

(第 21 条)「自治州政府固有のメディア：自治州政府は自治州憲章 16 条 3 項で言及された人々に対して独自のコミュニケーション・メディアにより、カタルーニャ語とカタルーニャ文化の推進に努めるべきである。用いられる言語は通常カタルーニャ語とするべきである。」

## (2) 言語政策法 Llei de la Política Lingüística (D.O.G.n°2553, del 7 de Gener de 1998)

言語政策法はその制定から日は浅いが、映画の吹き替えに関する規定がすでに問題化している。

1999 年、自治州内で上映される外国製の映画やアニメの 50%はカタルーニャ語に吹き替えることを義務づける政令に対して米国ハリウッドの映画会社数社が反対し、両者は全面的な言語戦争を展開した。同政令は映画配給会社に対して、映画・アニメが 16 箇所以上の映画館で同時に封切られる場合、そのうちの 50%は吹き替えること、そして子供向けのアニメは封切りした映画館の数に関係なく、50%は吹き替えることなどを義務づけるもので、各映画館は年間上映数の 25%はカタルーニャ語に吹き替えるか、字幕を付けなくてはならない、とも定めている。この規定に違反した場合、罰金が科されることになっているが、言語政策法には罰則規定がないため政令の罰則は「違法」であると自治州高裁は判断したと伝えられている。同政令はもともと 1999 年の三月に実施される予定であったが、ハリウッド側や映画館側が「高裁が吹き替えの義務化に対する不服の申し立てを受け入れなければ 3 月 17 日以降、カタルーニャには映画の配給はしない」(El Periódico 紙 1999 年 1 月 27 日)と強硬な姿勢を見せたため、その解決は同年 7 月末まで延ばされた。しかし結局のところ、同政令の実施は翌年 6 月 1 日まで延期することとなった。

「カタルーニャの人々が自らの判断によって言語を選べるようにするため」というのが同政令制定の自治州政府の言い分であるが、作品の上映に限られてしまう恐れがある。例えばディズニーなどは吹き替え義務を逃れるために配給映画館を 15 以下にすることも検討しているという。これではカタルーニャ語推進どころか、映画産業そのものも衰退していく恐れも出てくる。同政令をめぐっては今後も様々な議論が展開されていくことが予想される。

## 2 カタルーニャ語・カスティーリャ語の影響関係

言語正常化が必要となった主な要因はカスティーリャ語の影響と考えられるが、両者間にはいかなる影響関係が存在しているのか。両者の関係は、言語干渉を中心として説明できるが、本稿は主にその背景にある言語政策の展開に焦点を置くこととする。

### 2. 1 “Ñ”が示す意味

かつてバルセロナ市内で目にした独立派のイタズラ書き Ñ はカスティーリャ語の軟音記号 Ñ とカタルーニャ語の軟音を表す NY を合体させたものである。この記号は二言語併用を強制であるとして反対を唱えるものであるが、ある意味現在の言語状況を見事に表していると思われる。この記号が独立派によるものであるから「二言語併用＝押しつけ」というカスティーリャ語による圧力を「被害」としてとらえる考えを示しているという解釈が成り立つのは当然であろう。しかし、この記号は単純にカスティーリャ語とカタルーニャ語の「加害—被害」関係として解釈する以外に、現在の言語状況、

特にカスティーリャ語話者の多く集まるバルセロナの言語状況を象徴していると解釈することもできるのではないだろうか。

まず、二言語併用の押しつけに対する反発という見解はカタルーニャはスペインの一部ではなく、一つの独立した *nació* であるという独立派の考えにしたがえば、当然導き出されるであろう。カタルーニャが独立した一国家であれば、カスティーリャ語を習得する義務はなくなる。

しかし、現実にカタルーニャはスペインという国家を構成する自治州のうちの一つであり、カタルーニャ市民は制度上、国家公用語のカスティーリャ語と自治州固有言語のカタルーニャ語を習得する義務を負っている。そして、カスティーリャ語が国家公用語という強力な地位を有しているのに対し、カタルーニャ語が公用語として認められるのは国家の下の単位である自治州においてのみである。つまり、カタルーニャが独立していれば特に習得する必要のなかったと考えられるカスティーリャ語を義務的に習得させられることにより、カタルーニャ人もカスティーリャ語を使用できるのが当然であると考えられ、徐々にあらゆる場面におけるカスティーリャ語使用を迫られるのである。この意味において、カタルーニャ語はカスティーリャ語に侵食されつつあると解釈できる。

次に、現在のカタルーニャの都市部を中心とした言語状況として解釈する場合を考えてみよう。複数のカタルーニャ語話者が集まって会話をする状況において、カタルーニャ語を解さない人間が1人でも含まれていれば使用言語をカスティーリャ語に変えることは正常化法が公布される以前から行われていたことであるが、そのような状況におけるカスティーリャ語のとらえられ方は、特にフランコ政権の言語政策を直接経験していない若い世代の間で徐々に変化してきている。カスティーリャ語の強制が原因であると否定的にとらえられる傾向のあった *castellanadas* は、カスティーリャ語がカタルーニャ語を一方向的に侵食しているという単純な関係だけでなく、これを用いることが徐々に慣習化され、通常のコミュニケーションの言語として用いられているのである。中にはカタルーニャ語の一部として定着して、辞書で認められているものもある。ただし、*castellanadas* を用いる若者もカタルーニャ語の「正しさ」に対する意識は強く持っており、『正しい』カタルーニャ語を話す自信がない』という声はしばしば聞かれる。

書き言葉の上での「純化」は実際可能であると考えられるが、話し言葉は紙などを媒介とせず、その場において行われる直接的なコミュニケーションに用いられるため、その純化は決して容易ではないだろう。言語を一つの統一体として線引きすることの難しさが感じられる。

## 2. 2 二言語併用義務化の影響

両者の影響関係を考えると偏にその類似性に負うところが大きいと考えられるが、言語政策の持つ強大な影響力も両者の混交を強化する要因の一端を担っていたことは恐らく否定できないであろう。

正常化法第 14 条ではカタルーニャの全児童に対し、初等教育では教育言語として日常言語を選択する権利を認めているが、基礎教育課程を終えるまでにカタルーニャ語、カスティーリャ語を「正しく」習得することを義務づけている。また、第 15 条では基礎教育課程修了時に両言語の十分な能力が認められなかった場合、修了証書は発行しないと定めている。こうした教育制度に加え、家庭や友



図1 “Bilingüism- No. Català - Si.”

独立派のイタズラ書き

(1999年1月バルセロナにて著者撮影)

人関係などの周囲の環境等、様々な要因が相まってカスティーリャ語化 *castellanització* という現象が生じており、両者の混交が進行する最大の要因はその通用度の高さにあると思われる。(ここではカタルーニャ語・カスティーリャ語両言語を習得しているカタルーニャ語話者、カスティーリャ語のみを習得しているカスティーリャ語話者を想定する)

現代カタルーニャ語文法で「誤り」とされる用法、例えば「～しなくてはならない」という義務の表現は標準カタルーニャ語では“*haver de + inf.*”が正しい形として認められているが、カスティーリャ語の同じく義務を表す“*tener que + inf.*”をそのまま一対一の対応関係で訳して“*tenir que + inf.*”を用いるなどの傾向は、カスティーリャ語の義務教育とカスティーリャ語話者との接触を考えると明らかにカスティーリャ語化の影響であると言える。しかし、“o”の音を[u]、“e”の音を曖昧母音の[ə]で発音したり、原形動詞語尾の“r”を発音しないなど、カスティーリャ語の語彙を「カタルーニャ語的」に発音する傾向は、必ずしもカスティーリャ語からの一方的な侵食であるとは言えない。カタルーニャ在住のカスティーリャ語話者は「カタルーニャ語化」の影響を受けているとも言う。

また、*castellanadas* は必ずしも否定的な側面のみを持つのではなく、カタルーニャ語話者が自分の話す言語を「変えさせられた」という意識をあまり持たずにカスティーリャ語話者と会話できる手段としてその有効性が指摘できるだろう。

### 3 カタルーニャ語のカスティーリャ語化の現状調査

カスティーリャ語の影響は未だ決して避けることのできない問題として、また正常化という概念を正当化するための要因としても強く根付いている。両者は共にロマンス系言語であり、相互理解もほぼ可能であるが、カスティーリャ語のみを日常言語として使用するものがカタルーニャ語を理解するのは若干困難を伴う。その現状を確認すべく、本年1月にバルセロナ中心街に住むある家庭に3週間滞在し参与観察という形でごく小規模な調査を行ってきた。

#### 3. 1 調査方法など

■調査期間：1999年1月16日～1999年2月6日

■調査場所：カタルーニャ自治州・バルセロナ アシャンプラ地区

■調査対象：アシャンプラ地区在住の中流家庭

■対象家族の詳細：(数字①～④は順に出身地、職業、母語、日常の第一言語を指す)

父 (52歳)：①バダホス ②運送業 ③カスティーリャ語 ④混合

母 (52歳)：①バルセロナ ②主婦 ③カタルーニャ語 ④カタルーニャ語

長女 (25歳)：①バルセロナ ②運送業事務 ③カスティーリャ語 ④カタルーニャ語

次女 (22歳)：①バルセロナ ②学生 ③カタルーニャ語 ④カタルーニャ語

三女 (20歳)：①バルセロナ ②学生 ③カタルーニャ語 ④カタルーニャ語

調査対象の家族はバダホス出身のカスティーリャ語話者である父以外は、全員カタルーニャ出身のカタルーニャ語話者である。夫婦間の会話は主にカスティーリャ語で行われており、長女も初めはカスティーリャ語で育てられていた。長女自身、自分の母語<sup>3</sup>はカスティーリャ語であると言う。しかし、次女誕生時に父親が「家庭内言語はカタルーニャ語」と方針を変えたため、以降、家庭内の言語はカタルーニャ語に統一された。母親と子供、子供同士、子供から父親へはカタルーニャ語が用いら

れるが、父親から子供へはややカスティーリャ語の語彙の多いカタルーニャ語が用いられていた。

■調査方法：

参与観察。ただし、調査者が会話に加わるとカスティーリャ語を使用し始めるため、彼らが家族内や近隣の人々と話しているそばで聞き取り、メモをとるといった方式をとった。メモをとったものに関しては後ほど本人に確認をとり、さらに辞書<sup>4</sup>で調べた。

3. 2 調査結果

【語彙レベル】

	カタルーニャ語	カスティーリャ語	カスティーリャ語化されたカタルーニャ語
「舟」	vaixell	barco	<b>barco</b> [barku]
「場所」	lloc	puesto	<b>puesto</b> [puestu]
「絨毯」	catifa	alfombra	<b>alfombra</b> [alfombra]
「新聞」	diari	periódico	<b>periodic</b> [pariodik]
「絵」	marc	cuadro	<b>cuadro</b> [kwaðru]
「バター」	mantega	mantequilla	<b>mantequilla</b> [mantekiá]
「苺」	maduixes	fresas	<b>fresas</b> [fresas]
「ゴミ」	brosa/deixalles	basura	<b>basura</b> [basura]
「レコード」	discs	discos	<b>discos</b> [diskus]
「旗」	senyera	bandera	<b>bandera</b> [bandera]
「サンドイッチ」	entrepà	bocadillo	<b>bocadillo</b> [bukaðió]
「何か」	alguna cosa	algo	<b>algo</b> [alru]
「松葉杖」	crossas	muletas	<b>muletas</b> [muletas]
「瓶」	ampolla	botella	<b>botella</b> [buteá]
「新鮮な」	frescs	frescos	<b>frescos</b> [freskus]
「捨てる、投げる」	llançar	tirar	<b>tirar</b> [tira]
「早起きする」	matinar	madrugar	<b>madrugar</b> [maðruya]
「渡る」	creuar	cruzar	<b>cruzar</b> [kruza]
「取る」	treure	sacar	<b>sacar</b> [saka]
「助ける」	recalzar	apoyar	<b>apoiar</b> [apoja]

表中の例のうち、bandera (旗)、fresa (苺)、tirar (投げる)、sacar (取る) に関しては現在カタルーニャ語の単語として正しいとされ、辞書に掲載されている。「絵」は quadre という表現が一般的なようであるが、インフォーマントは cuadro[kwaðru] の正しいカタルーニャ語を尋ねたところ、marc と回答した。marc も quadre も「絵」・「額縁」の両方の意味を持つが、前者は主に額縁、後者は主に絵を指す。なお、インフォーマントは quadre[kwaðra]ではなく、[kwaðru]と発音していた。

3. 3 主な分類 (太字がカスティーリャ語化されたカタルーニャ語)

(1) カタルーニャ語に類似した単語が存在する場合：

barca (小さい船) - <b>barco</b>	} + -o カタルーニャ語で -o で終わるのは例外的 ただし、発音は[o]ではなく、[u]
disc - <b>disco</b>	
algún - <b>algo</b>	
fresc - <b>fresco</b>	
mantega-mantequilla 縮小辞 など	

(2) 一つの語に対して二つ（あるいはそれ以上）の表現があり、そのどちらにも両言語に対応する語があるが、使用度が異なる場合：

「新聞」 カタルーニャ語 diari > periódic カスティーリャ語 diario < periódico

「新聞」 そのものを指す呼称としてカタルーニャ語は diari、カスティーリャ語は periódico と言うのが一般的であるが、カスティーリャ語の periódico の影響を受けて periódic を用いる。

(3) 借用：

catifa – alfombra, entrepà – bocadillo, matinar – madrugar, creuar – cruzar, recalzar – apoiar

#### 【表現レベル】

	カタルーニャ語	カスティーリャ語	カスティーリャ語化されたカタルーニャ語
「お願いします。」	si us plau.	por favor.	<b>per favor.</b> [par favor]
「またね。」	Fins aviat.	Hasta luego.	<b>Hasta luego.</b> [asta lueyu]
「それでは…、」	Doncs,	Pues,	<b>Pues,</b> [pues]
「さて、」	Bé,	Bueno,	<b>Bueno,</b> [buenu]
「オーケー。」	Val.	Vale.	<b>Vale.</b> [bale]
「さあさあ、」	Vingui.	Venga.	<b>Venga.</b> [benga]

“Per favor”は非常に良く用いられていたが、カタルーニャ語の“per”はカスティーリャ語の“por”に相当し、両者の発音が類似しているためそのまま取り込んだと思われる。Bueno, pues, vale などの間投詞の使用頻度はきわめて高く、むしろ Bé, Doncs, val を聞く例はほとんどなかった。中でも電話を切る際の“Pues, nada. Venga. Adeu.”は最も使用頻度が高く、聞いていた限り“Doncs, res. Vingui. Adeu.”は一度も使用していなかった。

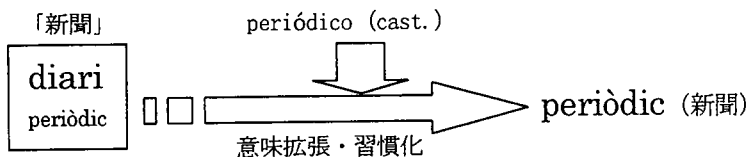
#### 【文法レベル】

「～しなくてはならない」	haver de + inf.	tener que + inf.	<b>tenir que + inf.</b> [tani ka]
「～ということ」	el que ...	lo que ...	<b>lo que ...</b> [lu ka]

その他、文法的な用法の混同などがある。例えば、「～しなくてはならない」という義務の表現をカスティーリャ語から直訳する形で用いたり(tener que → tenir que)、 「行く」「来る」の用法を混同し、カタルーニャ語では「今行きます」(Ahora voy.) という表現には「今来ます」(Ara vinc.) という表現を用いるところをカスティーリャ語と同様に「行く」(Ara vaig.)という動詞を使う、などの現象が見られた。

### 3. 4 言語干渉

言語接触によって引き起こされる現象の一つとして言語干渉 language interference があげられる。ワインライヒ Weinreich, Uriel は『言語間の接触<sup>5)</sup>』(1953)において多くの言語干渉のケースを例示し、そのパターンを①音声、②文法、③統語の大きく三つのレベルに分類している。上記の調査によって得られた結果は音声レベル・統語レベルの言語干渉が主であったが、規範として定められたカタルーニャ語の語が持つ意味がカスティーリャ語の影響によって、その意味が拡張されて再生産されたというケースが多く見られたように思われる。



例えば「新聞」という語は規範に則ったカタルーニャ語では「diari」を用いるのが普通であり、periòdic は「定期的な」という意味を持つ形容詞として用いられることが一般的で、「新聞」の意味で用いることは少ない。しかし、カスティーリャ語では「periòdic」を「新聞」の意味として用いることの方が一般的である。両言語とも diari-diario、periòdic-periòdic と対応する語を持ち、しかも意味がほぼ同じで用法が若干異なるのみであるため、両者の区別のない使用が人々の間で習慣化されていくとそのうちカタルーニャ語の一部として定着する。むろん、使用の習慣化による語の定着はどの castellanada にも共通して言えることであろうが、その定着要因を次で考えてみた。

#### 4. castellanadas 定着の要因

以上の結果から castellanadas が定着する要因として以下の4点を考えた。

##### (1) カタルーニャ自治州の教育効果 (制度的要因)

カタルーニャ語・カスティーリャ語の二言語教育が徹底して行われているため、カタルーニャ語もカスティーリャ語も十分に習得されている。

言語の普及・存続において重要となってくるのは「何語を教えるか」よりはむしろ「何語で教えるか」ということであるが、カスティーリャ語を教育言語として用いている学校では必ずカタルーニャ語が一教科として教えられなくてはならないし、逆にカタルーニャ語によって教えている学校ではカスティーリャ語を一教科として教えなくてはならない。正常化法も言語政策法も、初等教育修了時まで両言語をあるレベルまで習得していない場合は卒業証書を発行しないと規定しているが、両言語の徹底した教育はどちらの言語でも理解を可能にするのに加え、両方を理解するが故に中間形態<sup>6</sup>でも通用してしまい、その定着を促す要因ともなり得るのも現状であろう。

##### (2) 両言語の類似性 (言語的要因)

両者の言語的距離は非常に近接しており、混同を引き起こすこともある。現に castellanadas が生じる原因は、カタルーニャ語とカスティーリャ語の二言語を同時に習得しなくてはならない自治州の教育制度にあるとする意見も聞かれる。類似しているが故に直訳を試みようとして、対応する語があるにもかかわらず、意味の範囲が異なることが往々にしてある。このような差異を維持することこそが両者を別の言語たらしめる重要な要素なのである。

##### (3) カスティーリャ語の普及度 (社会的要因)

カタルーニャ語の正常化が進み、ある程度の成果はあげたものの、依然としてカスティーリャ語の普及度はカタルーニャ語のそれを凌ぐ。テレビや音楽、雑誌などでもカスティーリャ語が大半を占めるのは事実である。したがって、カスティーリャ語は特に意識せずとも、接する機会は極めて多い。

##### (4) 通用度の高さ (心理的要因)

フランコ政権時代にちょうど学齢期にあった現在の40代後半～50代ぐらいの世代に比べ、若い世代は10代後半や20代の若者の世代は castellanadas を比較的ネガティブなものとはとらえられておらず、カスティーリャ語話者との会話での通用度の高さ (利便性) から用いる傾向がある。カタル



一ニャ語話者同士の会話の中でも相互理解が可能であるため、そのまま用いることが多いようである。

「castellanada を使えば、たとえカスティーリャ語話者が会話に混ざって使用言語を変えなくてはならない状況になっても『変えさせられた』という気があまりしない。」「お互いがお互いの言語を理解しているのであれば各自の言語で話せばよい」などという意見が若者の中から聞かれた。しかし、こうしたことばの「正しい」カタルーニャ語への定着の是非をめぐる対立もある。カタルーニャ語の純化主義はカスティーリャ語の干渉に対する抵抗の表明であり、できる限り「カスティーリャ語的」要素を排して「あるべき」姿のカタルーニャ語を守ろうとして反対する。

両言語が極めて近い関係にあるからこそ、互いに別の言語としての認識を望み、違いを創り出そうとする。「サンドウィッチ」を示す *entrepà* という語はその好例である。フランスパンの間にハムなどを挟んだサンドウィッチはカスティーリャ語では *bocadillo* と言い、すでにそのようなサンドウィッチの名称として広く認識されている。これに対して敢えて *bocadillo* を用いずに、カタルーニャ語風に *entrepà*(*entere* = ~の間、*pà* = パン つまり「パンの間」の意)という語が創り出されている。

## 5. おわりに

新たに制定された言語法の名称から「正常化」の名前が消え、制度上は正常化法が定めた目的はほぼ達成された。事実、この 15 年間で教育やメディア、公的機関での使用が制度化され、それに伴い市民のカタルーニャ語力も向上した。ただし、実態としてはまだ達成されたとはいえない。

「正常化」という概念を機能させるためには純粋な言語があるという前提が必要になり、そのためには純化という過程も当然必要となる。カタルーニャ語の場合、実態を見てみるとカスティーリャ語化という現象が未だに残存し、一部では定着している。言語はコミュニケーションをとる上で徐々に変化していくものであり、純粋な言語を維持しようとすればその都度常に純化していく必要があるが、現実には前述の(1)～(4)の要因によって *castellanadas* は定着する傾向にある。

理念上の正常化は恐らく可能であろうが、実態の「純化」は極めて困難であろう。フランコという敵手を失い、もはや「対カスティーリャ」という単一の図式では理解しがたくなっている正常化という概念は、新たな枠組みでとらえ直さない限りは形骸化を免れ得ない。

“¡Habla castellano!”(「カスティーリャ語を話さない!」)一滞在先の親友の母が繰り返していたことば。カタルーニャ語を解さない人間が 1 人でも会話の中に入っている時にカスティーリャ語に変えないのは「礼儀に反すること」という認識は彼らの中に広く浸透している。

## 註

本稿は第 37 回日本ロマンス語学会(1999年5月22日、於愛知県立大学)で行った口頭発表を加筆・訂正したものである。席上、貴重なご意見・ご指摘多数賜り、この場を借りて心より御礼申し上げます。特に、大阪外国語大学の長谷川信弥先生からは後日、電子メールにて貴重なご意見・ご質問を頂き、さらに有益な資料も提供していただいた。重ねて御礼申し上げます。また、本稿は皆様からの貴重なご意見・ご指摘を踏まえて加筆・訂正したつもりであるが、まだまだ不十分な点があると思われるため、忌憚のないご意見・ご指摘を頂ければ幸いです。

1. 78年の現行スペイン憲法では、スペインを構成する17の自治州 *comunidad autónoma* のうち、バスク・カタルーニャ・ガリシアのように *nación* (適訳が見つからないため、原語表記とする)と呼ぶのに適当な資質を備えているとされる地域を *nacionalidad*、それに至っていない地域を *provincia* と分けているが、歴史的自治州

とは前者を指す。前者のタイプに属するバスク、カタルーニャ、ガリシア各自治州では国家の公用語であるカスティーリャ語と並行する形で自治州固有の言語(*lengua propia*)もその中においては公用語として認めている。

2. カタルーニャ社会言語学では言語の社会における使用を回復・推進する過程を *normalització*、一般社会言語学で言われるところの *standardization* にあたる標準化・規範化を *normativització* として両者を区別している。

3. 何をもちて「母語」とするかは、議論を要することであるが、ここでは生まれて初めて身につけた言語という意味で用いる。

4. Institut d'Estudis Catalans の *DICCIONARI DE LA LLENGUA CATALANA* を使用。

5. Weinreich, U.(1953) "Language in Contact", Mouton の日本語版。(神鳥武彦訳、岩波書店)

6. *castellanadas* はカスティーリャ語の影響を受けたカタルーニャ語という意味で用いられているが、必ずしもカスティーリャ語による一方的な侵食ではないという考えに基づき、ここでは中間形態ということばを使用している。

#### 主要参考文献

- Badia, J., Coromina, E., Solà, J. (1990): *Llengua Catalana* (llibre de text per COU), Editorial Bruño.
- Badia, J., Balcells, J., Bergua, N., Brugarolas i Grifoll (1998): *El català és fàcil!* Curs de llengua catalana, Barcelona.
- Solà, J. (1987): *L'obra de Pompeu Fabra*, Editorial Teide S.A., Barcelona.
- Fabra, P. (A cura de Francesc Vallverdú, 1980): *La llengua catalana i la seva normalització*, Edicions 62 i «la Caixa», Barcelona.
- Vallverdú, F. (1998): *Velles i noves qüestions sociolingüístiques*, Edicions 62, Barcelona.
- (1990): *L'ús del català: un futur controvertit*, Edicions 62, Barcelona.
- Siguan, M. (1993): *Multilingual Spain*, Swets&Zeitlinger, Amsterdam.
- Institut d'Estudis Catalans (1995): *Diccionari de la llengua catalana*, Enciclopèdia catalana S.A., i Edicions 62 amb la col·laboració de Publicacions de l'Abadia de Montserrat, Edicions Moll i Edicions 3 i 4, Barcelona Palma · València.
- Departament de Cultura de Generalitat de Catalunya (1983): *Llei de la Normalització Lingüística a Catalunya*
- Generalitat de Catalunya (1998): *Llei de la Política Lingüística*
- 大高順雄 (1987): 『カタロニア語の文法』 大学書林
- 田澤耕 (1991): 『カタルーニャ語文法入門』 大学書林